

IFRS 第3号 企業結合

これは、2011年1月1日に公表されたものであり、2011年1月1日以降に発効となる IFRSs を含み、置き換えられる予定の IFRS は含まれない。

この抜粋は、IFRS 財団のスタッフが作成したものであり、IASB の承認を得たものではない。よって国際財務報告基準の規定を参照しなければならない。

この日本語訳は IFRS 財団が指名するレビュー委員会により承認されていない。日本語訳は、IFRS 財団の許可の下に日本公認会計士協会により発行される。日本語訳は IFRS 財団の著作物である。

本基準の目的は、企業が企業結合及びその影響について財務諸表で提供する情報の目的適合性、信頼性及び比較可能性を改善させることにある。そのために、取得企業が以下をどのように行うべきかに関する原則及び定めを設けている。

- (a) 識別可能な取得した資産、引き受けた負債及び被取得企業の非支配持分を認識し測定する。
- (b) 企業結合において取得したのれん、又は割安購入益を認識し測定する。
- (c) 財務諸表の利用者が、企業結合の性質や財務上の影響を評価することを可能にするため、どの情報を開示すべきかを決定する。

コア原則

事業を取得した企業は、取得した資産及び引き受けた負債を取得日公正価値で認識し、取得の性質及び財務上の効果を、利用者が評価することができるような情報を開示する。

取得法の適用

企業結合は、共通支配下の企業又は事業の結合である場合を除き、取得法を適用して会計処理しなければならない。企業結合の当事者のうち一方は、もう一方の事業（被取得企業）に対する支配を有する企業であるとして、常に取得企業として識別することができる。ジョイント・ベンチャーの設立、又は事業を構成しない資産もしくは資産グループの取得は企業結合とはならない。

本基準は識別可能な取得した資産、引き受けた負債又は被取得企業のすべての非支配持分を認識し、測定するための原則を確立する。これらの項目を認識するために用いられる分類又は指定は、取得日において存在している契約条件、経済状況、取得企業の営業方針又は会計方針及びその他の要因に従って行わなければならない。

認識可能な各資産及び負債は、取得日の公正価値で測定される。被取得企業のすべての非支配持分は公正価値、又は被取得企業の識別可能純資産の非支配持分の比例持分として測定される。

本基準は、これらの認識及び測定原則に関して限定的な例外を定めている。

- (a) リース及び保険契約は、取得日時点に存在する要因ではなく、契約の開始時点（又は契約条件が変更した時点）における契約条件及びその他の要因に基づく分類が求められる。
- (b) 企業結合により引き受けた偶発負債のうち、現在の債務であり信頼性をもって測定できるもののみが認識される。
- (c) 一定の資産及び負債は、公正価値ではなく、その他の IFRS に基づいて認識又は測定が求められる。影響を受ける資産及び負債は IAS 第 12 号「法人所得税」、IAS 第 19 号「従業員給付」、IFRS 第 2 号「株式報酬」及び IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の適用範囲内となる資産及び負債である。
- (d) 再取得した権利の測定には、特別な定めが存在する。
- (e) 補償資産は、たとえその測定値が公正価値ではなかったとしても、補償の対象である項目と首尾一貫する基準で認識され測定される。

本基準は、取得企業が識別可能な資産、負債及びすべての非支配持分を認識した場合、次の(a)と(b)との差異を識別するよう要求している。

- (a) 移転された対価、被取得企業のすべての非支配持分、及び段階的に達成された企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の持分の取得日における公正価値の合計金額
- (b) 取得した識別可能な純資産

当該差異は、通常のれんとして認識される。取得企業が割安購入により利得を稼得する場合、当該利得は純損益に認識される。

企業結合によって移転される対価（すべての条件付対価を含む）は、公正価値で測定される。

一般的に取得企業は、企業結合により取得した資産及び引き受けた又は発生した負債を、企業結合が完了した後に、他の適用する IFRS に従って測定し、会計処理する。しかし、本基準は再取得した権利、偶発負債、条件付対価及び補償資産に関する会計処理を定めている。

開示

本基準は、取得企業が、当報告期間、又は報告日後であるが財務諸表の発行が承認される日の前までに発生した企業結合の性質と財務上の影響を、財務諸表の利用者が評価できるようにする情報を開示することを要求している。企業結合の後、取得企業は、当報告期間又は過去の報告期間で生じた企業結合に関連する、当報告期間で認識されたすべての修正を開示しなければならない。